

教育委員会の 事務事業の 点検・評価を 行いました

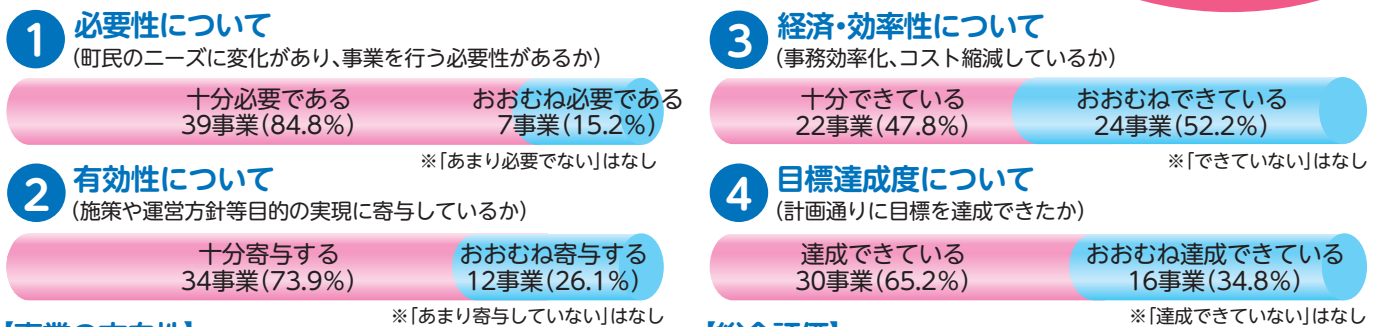


美 郷町教育委員会では「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、外部評価委員会の意見を取り入れながら教育委員会の事務事業の執行状況について点検および評価する取り組みを行っています。平成30年度の評価対象事業は、町の総合計画の主要施策と定め、新規2事業を含む46事業としました。このたび、平成30年度の事務事業について評価がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

評価の方法

はじめに教育委員会内の所管課が評価シートを作成し、内部による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「美郷町教育委員会外部評価委員会」より客観的な検証と改善に対する助言等をいただき、総合評価を行います。評価結果は町議会へ報告し、広報美郷や町ホームページなどで公表しています。

評価結果の概要



【事業の方向性】

さらに重点化する	継続実施する	改善見直しを検討する	休止、廃止を検討する
13事業 (28.3%)	32事業 (69.6%)	—	1事業※ (2.1%)

※事業完了

【総合評価】

A 優れた取組が多く、十分成果が上がっている	B 優れた取組がいくつかあり、成果が上がっている	C 成果が十分に上がって、改善の余地が多い	D 成果がほとんど上がって、抜本的な見直しが必要
32事業(69.6%)	14事業(30.4%)	—	—

総合評価では、すべての事業において「A」または「B」となり、優れた取り組みがあり、成果が上がっていると評価されました。

評価結果の総括

平成30年度に取り組んだ重点的な内容としては、豊かな人間性を育み、美郷町の将来を担う人間の育成を目指した家庭教育、就学前教育・保育、学校教育の推進、心豊かで生きがいのある生活を送るための生涯学習・社会教育と芸術文化の振興、伝統文化や文化財の保存と活用、スポーツによる健康づくりを目指したスポーツ事業の充実などが挙げられます。また、タイ王国を相手国としたホストタウン登録による東京2020オリンピックに向けた機運も高まってきており、スポーツのみならず文化・教育の分野でも国際交流を図る取り組みを行いました。

これらについて、外部評価委員会においておおむね良好な事業

執行であると評価されたことは、多岐に渡る住民ニーズに対応し、適正な業務執行が行われてきたものと考えられます。

一方で、関係機関との連携を強化し、多くの住民に有効性があるように事業を拡充すること、継続的な事業でも平成30年度の反省を踏まえ、改善・向上する姿勢を忘れないことなど、多くのご指摘もありました。

今後この点検・評価システムを活用し、「豊かで活力を生み育むまち」を目指して、計画的、効率的に教育行政の推進に努めるとともに、より一層充実した教育活動を展開していきます。

■報告書は町ホームページにてご覧いただけます。

所管課	事業名	29年度評価	30年度評価	所管課	事業名	29年度評価	30年度評価	所管課	事業名	29年度評価	30年度評価
教育総務課	高学年児童放課後対策事業	A	A	教育推進課	外国語教育充実事業<IBALT招致事業>	A	A	生涯学習課	伝統行事等伝承事業	B	B
	みさとびと育成プログラム事業(中学生イングリッシュキャンプ)	A	A		ホストタウン推進事業(中学生交流事業)	—	A		成人式事業	A	A
	看護師配置事業	A	A		みさとびと育成プログラム事業(美郷カレッジ)	A	A		後三年合戦関連事業	B	B
	一時保育事業	A	A		青少年健全育成対策事業	B	B		わら細工文化事業	A	A
	放課後児童健全育成充実事業	A	A		農観連携交流促進施設整備事業(町先覚者顕彰事業)	B	B		ブックスタート事業	A	A
	子育て支援事業	A	A		家庭教育事業	A	A		読書環境向上事業<旧町立図書館機能向上事業>	A	A
	スクールバス運行事業	A	A		青少年教育事業	A	A		文化財保護事業	B	B
	就学援助事業	A	A		成人教育事業	B	A		埋蔵文化財調査事業	B	B
	奨学資金事業	B	A		高齢者教育事業	A	A		ニュースポーツ教室等事業	A	A
	不審者対策事業	A	A		芸術鑑賞事業	A	A		冬期スポーツ教室事業	B	B
	美郷働きびとモデル編集発信事業	A	A		芸術文化活動事業	A	A		少年スポーツ振興事業	A	A
	友好都市等との学校間交流推進事業	B	B		学習サークル支援事業	B	B		町民スポーツ大会事業	B	B
	学校生活支援員配置事業	A	A		芸術文化団体支援事業	B	B		スポーツ普及活動支援事業	B	B
学力向上対策事業	B	B	学習成果発表事業	B	B	ホストタウン推進事業(交流キャンプ推進事業)	A	A			
官学連携事業	A	A				ホストタウン推進事業(文化交流事業)	A	A			
子どもの感性・創造力育成事業	A	A									
新聞活用教育推進事業	—	A									

事務事業の点検・評価に関するご意見・お問い合わせ先 ●町教育委員会 教育総務課 教育総務班 ☎0187(84)4914

知らないと損！ 農業者年金で税金対策！

農業者年金ってなに？

サラリーマンの年金
(厚生年金)

2階
建て

報酬比例部分(老齢厚生年金)
国民年金(老齢基礎年金)

農業者の年金
(国民年金のみ)

1階
建て

国民年金(老齢基礎年金)

農業者の年金はサラリーマンの年金と違い、公的年金の1階部分である国民年金のみとなっています。厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、**自分で2階部分の年金を準備する必要があります。**この2階部分として、**農業者には農業者年金があります。**

農業者の年金
(国民年金+農業者年金)

農業者年金
国民年金(老齢基礎年金)

農業者年金への加入条件は？

農業者年金へは…

国民年金第1号被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く。

年間60日以上農業に従事

60歳未満

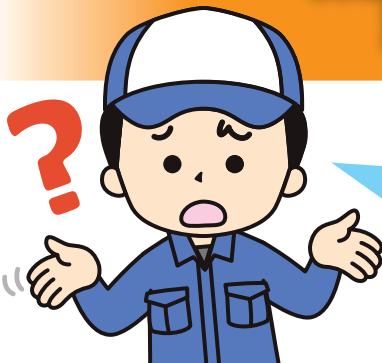
の方ならどなたでも加入できます。

農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。

保険料は月額2万円から6万7,000円の中で自由に選択することができます。その支払った**保険料全額が社会保険料控除**となりますので、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その合計額(最高保険料6万7,000円の場合は3人分で241万2,000円)が経営主の所得から控除できます。

保険料の前納納付を活用して 税金対策をしましょう！



ことしは収入が良かったな…
だけど税金が多くかかるのでは…
何か節税対策はないかな？



前納すれば翌年1年間の保険料も全額社会保険料控除となります

注意点 11月15日(金)が前納の申込期限となっています

翌年の3月に確定申告で社会保険料控除として申告することを考えている場合は、それまでにJAの窓口で申し込みをする必要があります。よって11月初旬までに、ことしの売り上げをチェックする必要があります。

問●町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913 またはお近くのJAへ